厚 生 委 員 会

平成26年12月9日(火)

厚生委員会

時 平成26年12月9日(火)午前10時00分開会-午前11時26分閉会場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 川端委員長、竹内副委員長、田島、竹原、出口、中原 奥野議長、小川副議長

欠席委員 なし

傍 聴 議 員 道工、反保、辻下

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長 保井まちづくり戦略室長、古橋しあわせ創造部長 古谷総務部長、四至本財政改革部長、 岸野総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事 串山しあわせ創造部理事、竹下しあわせ創造部副理事兼子育で支援課長 波戸元しあわせ創造部住民生活課長、阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 松井しあわせ創造部保険年金課長、池下しあわせ創造部高齢福祉課長 立石しあわせ創造部多奈川保育所長、門前保険センター所長 松下しあわせ創造部地域福祉課主幹兼係長、橋野しあわせ創造部介護保険係長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

川端委員長皆さん、おはようございます。ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日の出席委員は6名全員出席です。欠員は1名です。

理事者におかれましては、全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これより厚生委員会を開きます。なお、いつものことですが、携帯電話はマナーモードにお願いいたします。

12月3日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案5件の審査を行います。

それでは、議事に入ります。

なお、発言者におかれましては、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいた します。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。 また、私が質疑・討論するときは、副委員長に委員長の職務をかわっていただき、委員 長席のまま質疑・討論することを委員の皆さんご了承願いたいと思います。

それでは、始めさせていただきます。

議案第66号「平成26年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

松井しあわせ創造部保険年金課長 それでは、平成26年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件につきまして説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。

歳入につきまして、14国庫支出金、1国庫負担金、社会福祉費負担金といたしまして 1,482万3,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、国民健康保険基盤安定負担金63万円の増額で、国民健康保険 基盤安定事業費の決定に伴い、計上いたしております。なお、歳出の国民健康保険特別会 計繰出金(基盤安定)に充当します。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 同じく、障害者自立支援給付費負担金1,234万9,000円を増額補正するものです。これは、歳出において、障害福祉サービスに充当するものでございます。

次に、障害者医療費負担金184万4,000円を増額し、歳出において、自立支援医療費に充当するものでございます。補助率は2分の1でございます。

続きまして、2国庫補助金、1民生費国庫補助金、社会福祉費補助金45万9,000 円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、地域生活支援事業等補助金でございます。歳出の地域生活支援 事業に充当されます。補助率は2分の1となってございます。

松井しあわせ創造部保険年金課長 続きまして、15府支出金、1府負担金、社会福祉費負担金 といたしまして911万8,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、国民健康保険基盤安定負担金202万2,000円の増額で、 先ほどの国庫負担金と同様、国民健康保険基盤安定事業費の決定に伴い、計上いたしてお ります。なお、歳出の国民健康保険特別会計繰出金(基盤安定)に充当します。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 同じく、内容といたしまして、障害者自立支援給付 費負担金617万4,000円を増額するものでございます。これは、歳出において、障 害福祉サービス費に充当するものでございます。

次に、障害者医療費負担金92万2,000円を増額し、歳出において、自立支援医療 費に充当されるものです。補助率は4分の1でございます。

続きまして、2府補助金、2民生費府補助金、社会福祉費補助金といたしまして22万9,000円を増額補正するものでございます。

内容といたしまして、地域生活支援事業等補助金でございます。歳出の地域生活支援事業に充当されるものでございます。補助率は4分の1でございます。

松井しあわせ創造部保険年金課長 資料の2ページをごらんください。

続きまして、20諸収入、3雑入、雑入といたしまして、後期高齢者医療広域連合負担金 (医療費定率)分に係る返還金2,271万2,000円を計上いたしております。これは、平成25年度後期高齢者の医療費が確定したことによる精算に伴い、過払い分の返還を受けるものでございます。

以上、当委員会付託分、歳入合計4,734万1,000円の増額補正でございます。 続きまして、歳出について、ご説明させていただきます。

資料の3ページをごらんください。

3民生費、1社会福祉費、国民健康保険特別会計繰出金(基盤安定)としまして353 万6,000円の増額補正でございます。 内容といたしましては、国民健康保険基盤安定事業費の決定に伴い計上いたしております。

続きまして、国民健康保険特別会計繰出金(職員給与費等)といたしまして325万7, 000円の減額補正でございます。これは、人事院勧告及び人事異動等に伴う国民健康保 険特別会計で支弁する人件費を調整するものでございます。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 同じく、地域生活支援事業費といたしまして92万 1,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、身体障害者移動支援事業給付費 1 5 万 8 , 0 0 0 円、知的障害者移動支援事業給付費 7 0 万 8 , 0 0 0 円、知的障害者日中一時支援事業給付費 3 1 万 6 , 0 0 0 円の減額、障害児日中一時支援事業給付費 6 2 万 3 , 0 0 0 円、精神障害者移動支援事業給付費 2 5 万 2 , 0 0 0 円の減額となっております。

以上につきましては、利用者の増加及び減少に伴いまして、上半期の実績をもとに利用 状況の過不足を考慮の上で、増減の補正内容となっております。

続きまして、障害福祉サービス費といたしまして2,469万8,000円の増額補正 を行うものでございます。

内容といたしましては、障害者総合支援法の改正によりまして、平成26年4月1日から共同生活を行う住宅でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護ケアホームから共同生活援助グループホームに一元化されたことに伴いまして、障害者共同生活援助給付費2,661万7,000円を増額し、障害者共同生活介護給付費2,452万4,000円の減額をいたしております。

また、障害者宿泊型自立訓練給付費につきましては、利用者の減少によりまして346万3,000円の減額、視覚障がい者の方の外出時に同行して援助を行う障害者同行援護給付費219万9,000円の増額、障害者就労継続支援B型給付費1,127万7,000円、障害者居宅介護給付費948万8,000円、障害者生活介護給付費310万4,000円となっております。

以上につきましても、先ほど申し上げました地域生活支援事業と同じことでございまして、上半期の実績をもとに利用状況の過不足を考慮の上で、増減の補正を行っている内容となっております。

次に、自立支援医療費といたしまして369万円の増額補正を行うものでございます。 内容といたしましては、更生医療については、精神通院公費・育成医療とともに、平成 25年度より障害者総合支援制度のもとで一元化され、自立支援医療費のうち、今回、更 生医療の対象の方で、重篤な患者の方に対する医療費の増加に伴う補正でございます。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 続きまして、2老人福祉費、介護保険特別会計繰出金としま して729万1,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、介護給付費の増加と人事院勧告、及び人事異動等に伴う人件費の 調整、及び介護保険制度の改正に伴う事務処理システム改造に伴う事務費の繰り出しでご ざいます。

内訳といたしまして、介護保険特別会計繰出金(介護給付費)7万4,000円の増額、 同繰出金(職員給与費等)14万9,000円の増額、同繰出金(事務費)765万6, 000円の増額、及び同繰出金(地域支援包括・任意事業)58万8,000円の減額で ございます。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 次の4ページをごらんください。

児童福祉費、児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業としまして3万9,000円の 増額補正です。

補正の理由ですが、当初、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画とは別々に作成する予定でありましたが、この二つの計画は、対象が重なっておりまして、また、互いに補完し合う計画であることや、次世代の計画期間が平成26年度まであること、そして何より、岬町の子どもに関する計画を一本化したほうがよりわかりやすくなるということから、この二つの計画を一体の計画として策定し、一冊の計画書にまとめることといたしました。

つきましては、次世代計画の実施状況を把握点検し、今後の対応方策等について審議する推進協議会を子ども・子育て会議とは別に設置する必要がございます。この推進協議会の委員は、二つの計画を同時に審議していただくことが合理的な策定手順と考えておりますので、子ども・子育て会議委員に、母子保健関連分野の関係者から2名を追加したメンバー構成を予定しております。

子ども・子育て会議につきましては、本年度中に子ども・子育て支援事業計画を策定するため、会議を3回開催の予定で予算化しておりまして、現在までに2回開催しておりますが、子ども・子育て会議と次世代推進協議会との合同会議として、このあと2回開催する必要がございますので、今回補正をお願いするものでございます。

なお、このことにつきましては、前回の子ども・子育て会議で了承を得ているところで

ございます。

内訳につきましては、子ども・子育て会議委員報酬の2万6,000円につきましては、 あと2回会議を開催し、計4回開催することになりますので、不足する最終1回分の委員 報酬でございます。次世代育成支援行動計画等推進協議会委員報償費の1万3,000円 につきましては、追加する委員2名のうち、報償費が必要な委員1名の会議2回分の報償 費でございます。

なお、備考欄には、次世代育成支援行動計画等推進協議会と表記しておりますが、正式 な名称は、現行計画との整合性から、まだ仮称ですが、岬町次世代育成支援行動計画及び みさき健やか親子21推進協議会というふうにしたいと考えております。

続きまして、児童福祉施設費、保育所運営費としまして459万円の増額補正です。

内訳は、臨時職員賃金が436万6,000円、これは、保育所におきましては、随時、途中入所がございます。保育所では、それぞれの年齢別に児童数に対する保育士数の配置基準が定められておりますが、途中入所によりまして、それを満たさないクラスが発生いたします。このために、配置基準に基づき、これまでに新たに雇用した保育士及び今後雇用する必要がある保育士5名分の賃金が不足いたしますので、今回、補正をするものです。

ほか、保育所運営費国庫負担金返還金として17万6,000円、保育所運営費府費負担金返還金として4万8,000円を計上しております。これは、保育所運営費国庫補助金を精査したところ、返還金が生じたため精算するものでございます。

続きまして、児童遊園整備費、児童遊園管理費としまして7万2,000円の増額補正です。

これは、2カ所の児童遊園で照明器具に不具合が生じたため、防犯上の観点等から、自 治区の依頼も受けまして、修繕料を計上するものでございます。ちなみに場所は、緑1丁 会と望海坂の1号公園でございます。

以上、当委員会付託分としまして、合計4,158万円の増額補正です。よろしくお願いいたします。

- 川端委員長 ただいまの説明に対しまして、委員の皆さん、質疑ございませんか。 田島委員どうぞ。
- 田島委員 確認だけさせていただきたいんですけれども。この歳出の部分で、4ページをちょっと見ていただいて、保育所運営費、この部分について、ちょっと確認をしたいわけです。 今、説明いただいたように、配置基準によって、保育士の賃金が必要であると云々いう

たんですけれども、その前に、今、当町の場合は、保育所は3カ所あるんですかな、淡輪、深日、多奈川でね。ここで、定員は良好な定員運営されているのか、それとも、定員がオーバーしているのか、そういう場合、地域によって違いますね、やはり、保護者というのは、子どもさんを預けて、すぐ職場に走りたいと、そういう気持ちですので、職場で自宅近くの保育所へ連れていくんですけれども、そこが満員やと、そういう場合、例えば、淡輪の方が満員で困るんで、深日とか多奈川へ預かりますと言ったところで、お母さんはその分、通勤に時間が、朝の時間忙しいので、そういうことは、当然、ちょっと保護者にとったら不利益というか、矛盾点感じますので、そういう事例は今のところおきてないですか。その点ちょっと教えてほしいんです。

川端委員長答弁をお願いします。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 まず、保育所の入所状況でございますけれども、 3保育所とも定員は満たしていないので、定員をオーバーすることは全然ありません。ま だ余裕がかなりございます。

それで、近くの保育所に入所できない事例はないかということでございますが、岬町の場合は、一応、3保育所は、どこに住まれていても入所できるという形になっております。 したがいまして、保育の供給区域は、町全域で供給しているということでございます。

ただ、年齢によって、例えば今年度なんかですと、ゼロ歳児の保育を希望される方がかなりふえてございます。ゼロ歳児につきましては、淡輪と深日保育所で保育をしておりますけれども、例えば、ゼロ歳児ですと3人に対して1人保育士をつけなければいけないというような基準もございます。

それから、部屋の広さの基準もございまして、ほふく室でありますと、1人について3.3平米が必要になってございます。このような保育士の数、それから部屋の広さの制限によりまして、例えば、淡輪地域に住んでいる方で、淡輪保育所に入れたいよというところなんですが、現在、淡輪地区は、12人おりまして、もう筒いっぱいというような格好になっておりまして、深日保育所のほうにお回りいただけないかというようなお願いをしているような事例もございます。

川端委員長 田島委員どうぞ。

田島委員 できれば、やはり近くの保育所でお願いしたいというのが、保護者の本当の希望と思 うんです。やっぱり今この出勤時は、道路も渋滞していることは、皆ご存じのとおり、通 常の通勤時間を予定していても、いつどういう渋滞が起きるかわからない状態で、できれ ば、自宅近くでお願いして、そして職場に走りたいという気持ちがある。それがどうしてもだめであるなら、例えば、勤務先の近くの保育所で、そういう保育をお願いする、そういう事業も可能ですね。過去にそういうことを聞いたことあるんですけれども、職場近くのほうで預けて、その場合は、岬町の証明が必要やと、そういう証明を発行していただけるのか、そういう自宅近くの保育所が定員がオーバーしているといって、どうしても通勤の関係上、子どもを職場の近くまで連れていって、保育をお願いして、そういう場合に証明書を発行していただけるのか、その点、いかがですか。

川端委員長答弁お願いします。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 広域入所という形で、ご希望があればそれなりの 手続、もちろん相手方もありますので、相手の状況とかも確認した上で、相手の自治体と も協議して、ご希望に添えるような形にしたいと思います。

それとあと、確かに近くの、それと通勤上の都合のいいところで、やっぱり預けたいというのは、これはもう当然のことだと思います。これまでも、できる限り、保護者の希望に添えるような形でやってきておりまして、これからもそういうようにはしたいと思っております。

ただ、先ほども言いましたように、物理的にちょっと難しい、体制が整えるのに時間が かかるという場合がございますので、そのときについては、ちょっと保護者とご相談させ ていただいているという状況でございます。

川端委員長田島委員。

田島委員 これは、僕が確認したいんじゃないんですけど、ちょっと風評で耳に挟んだことを今日の委員会で確認しますわという回答をしてますんで、また、それらしき相談があったら、一つ懇切丁寧に相談に乗ってあげてください。

というのは、我々これから大事な子どもさんを育てないといけないというのがあります ので、第一段階が保育所からですので、一つ子育てのほうも考えて、保護者の相談に十分 乗っていただけるよう、要望しておきます。はい結構です。

川端委員長ではほかの委員の皆さん。

出口委員どうぞ。

出口委員 1点お聞きします。3ページの障害福祉サービス費なんですけども、その中には、障害者就労継続支援というのはわかるんですけれども、このB型給付費というのは、どういう性格のものですか。

川端委員長答弁お願いします。

阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者の 方の中で、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態、そ の他の事情によりまして、引き続き、当該事業所に雇用されることが困難となった方、就 労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方、その他の通常の事業 所に雇用されることが困難な方につきまして、生産活動、その他の活動の機会の提供、就 労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の支援を行うための施設とな っております。

こちらでいいますと、工房みさきがその施設となっています。そして、今年度から、い にしきさんがそのB型として受け入れを開始されております。

川端委員長 出口委員どうぞ。

出口委員 これ、A型、B型とかそういうふうな仕訳をされているんですか。

川端委員長答弁。

松下しあわせ創造部地域福祉課主幹兼係長 A型というのは、雇用型になりまして、B型というのは、非雇用型の施設になります。

出口委員 はいわかりました。

川端委員長 出口委員、よろしいですか。

はい。

串山しあわせ創造部理事 少し補足をさせていただきます。

就労継続支援B型とA型の違いということですが、どちらも訓練給付でございます。

障がい者の能力や障害の程度に応じまして、A型につきましては、通常の事業所で雇用することができないけれども、最低賃金をもって継続した雇用を図ることができるという訓練給付でございます。

B型につきましては、その方の能力を最大限に引き出して、そして、指導員とともに日 中活動の中で、生産活動を行うといった違いがございます。

川端委員長 出口委員、よろしいですか。

では、ほかに委員の皆さん。

竹原委員どうぞ。

竹原委員 4ページ、田島委員の関連なんですけれども、ゼロ歳児さんが12人あるといった中で、保育士の数や、また部屋の広さやということを答弁いただいておりましたけれども、

これを淡輪保育所において、拡大できるのであるのかどうか、今の話によると、もう淡輪では12人がいっぱいだと、現時点でいっぱいなのか、それか、やり方によっては、まださらに15人までいけるとかいうふうになるのかどうかというのを1点確認させていただきたい。保育士さん、一般財源で補正予算があがってますけれども、その関連として、一度お尋ねしたいと思います。

川端委員長 答弁お願いします。

古橋しあわせ創造部長 先ほどご質問なりがありました、まずゼロ歳児の受け入れにつきましては、現在12人、配置基準によって保育士を4人雇用しています。保育士につきましては、新たな保育士が充足、補充されるまでは、現在の保育士に無理を言って、何とか対応していくことも可能でございます。

ただ、面積につきましては、部屋の基準面積でございますが、面積基準につきましては、 実際の図面上の面積よりも実際には、個人ロッカー等も据え付けていますので、実際の面 積は少なくなっているということが、まず言えると思います。基準面積云々というよりも、 今の面積からいいますと、担当としては、適正な人数は9人ぐらいが一番適切ではないか なと思っていまして、それを12人まで入れているということがございます。

ゼロ歳児につきましては、年度中に満1歳になる子どもさん保育をしております。ということから、年度の早いうちに満1歳になった子どもさんと保育所に入所できる最少年齢の6カ月児とは1歳以上の開きが出てきていまして、余り多くの人数を部屋に詰め込んで、保育をしますと危険度も増しますし、適切な保育ができないということも考えられますので、今回、担当課長も申しましたように、深日保育所への入所調整をちょっとお願いをしたという経緯がございます。

したがいまして、面積基準、今12人保育をしていますので、もう12人がぎりぎりの 状態かなと担当課では思っております。それと、先ほど、ゼロ歳児の面積基準の中で、ほ ふく室という部分が出てきました。ほふく室といいますのは、小さい子どもさんなので、 歩くというよりも這うという行為が出てきますので、どうしても畳の部分が必要です。そ れをほふく室という形で、畳の部分を用意をした部屋で保育をしているということでござ いますので、先ほども申しましたように、実際は9人ぐらいが一番適切な人数ではないか なと思われますけれども、地域の要望にもお応えして、今現在、12人まで保育をさせて いただいているというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

川端委員長 竹原委員。

竹原委員 ただいまの答弁では、ゼロ歳児で12人ということですが、13人目に申請されている方が、どうしても淡輪に入れたいんですけれど、深日に行かざるを得ないと、それも、やはり、いろいろな都合によって、そこまでも行けないなというのは、もう、私の感じによると、待機児童になるのではないかなと思うんですけれども、そういう場合、不承諾通知書なり、待機証明書なりが出ないのかなというのが本音なんですが、出るか出ないか、一度答弁願います。

川端委員長 答弁は。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育で支援課長 まず、先ほども申しましたけれども、岬町の場合は、3保育所、どの保育所にも入れるということで、厚生労働省も、待機児童の定義というのがあると思うんですけれども、厚生労働省でも、ほかに入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望する場合においては、待機児童とはならないという見解もございまして、岬町としましても、どうしても淡輪保育所のほうに入所したいというところで、待っていただいているお方につきましては、待機児童ということでは考えていないというところでございます。

それから、証明書のほうですけれども、待機児童ですよというような証明のは出せないかなと考えておりますが、例えば、現在、淡輪地区の保育所を希望しているんだけれども、希望にはそぐわない状況ですよというような、証明ではないのですが、確認というのか、そういう意見書というのか、そういうものでしたら、出すのも可能かなとは考えております。

川端委員長が原委員、どうぞ。

竹原委員 町の方針としては、待機児童がいてないということを岬町の売りの一つかなとも思っておりますので、それは仕方がないのかなと思いつつ、子育てに関しては、どうしても、こういう通知書なりが要るといった方がおられますので、また、柔軟に対応していただければと、このように思います。

川端委員長 よろしいですか。

竹原委員 1点だけです。

川端委員長ではほかに、委員の皆さん。

中原委員、どうぞ。

中原委員 今ちょっと議論になっていたことについて、確認をさせていただきたいんですけれど、 今の竹原委員の質問に対して、例えばということであったのかとは思うんですが、どうし ても淡輪保育所に入りたいという方がおられるけれども、厚生労働省の考え方をお示しになって、待機児童という扱いには、その厚生労働省の考え方に基づくとならないということでありましたけれども、そういう方は、実際におられるんですか。何か今のお答えだったら、例えで言うてはるのか、実際にいてはるのか、ちょっとそこがわからなかったもので、事実の確認をさせていただきたいと思うんですけれども、お願いできますか。

川端委員長答弁お願いします。

竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 先ほど、田島委員の質問のときにもお答えさせて いただきましたが、1名の方、淡輪保育所を希望されているけれども、深日保育所にお願 いできないかと、そういう調整をしている方が1名おられます。

川端委員長中原委員、どうぞ。

中原委員 今調整中ということなんですね。お話をしておられるということなんですね。 竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 はい。

中原委員 紹介されていた厚生労働省の待機児童に対する考え方の問題なんですけれども、その 方によって、例えば、子どもの送り迎えの問題だとか、生活上、やっぱり淡輪地域に住ん でおられて、ほかの保育所へ送っていく手段がないとか、勤務先との関係で時間がないと か、いろんな実態が起こってくると思うんですね。

私は、厚生労働省のほかには入れるところがあるんやから待機児童にカウントしませんというのは、これは巧妙なテクニックやと思っているんですよ。待機児童を少なく、国として見せたいわけですから、その作戦やなと思っているんだけれど、岬町としては、調整中ということでありましたけれども、できるだけ、希望されるところに入所いただくように、恐らく努力されているところかと思うんですけれども、丁寧にご相談に乗っていただいて、実態に則して、また希望に合うように対応していただきたいなあと思うので、それは、意見・要望、お伝えさせていただきます。

質問ですけれども、職員給与費にかかわって、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

今回、当委員会に付託されているところ、一般会計補正予算につきましては、2カ所かと思いますけれども、職員給与費にかかわって計上をされているところであります。

その内容としましては、主には、人事異動に伴うもの、それから、人事院勧告に伴うもの、それから、町独自のカットに伴うものという、大きく三つがかかわりあるというようにみていいのかなと考えているんですけれども、ちょっと、委員長すみません。この人件費にかかわってお尋ねをするということは、総務文教委員会の案件ともちょっとかかわり

が出てくるというか、どうしても先取り的になってしまうんです。

ただ、この委員会に計上されているということは、私としてはちょっとお聞きをしてから、賛否の判断をしたいと思いますので、簡単で結構ですので、お答えをいただけたらなあと思うんですけれども、構いませんか。

川端委員長 ここに関することですよね。

中原委員はい。

川端委員長もう答えていただくんですか。

中原委員 そうしましたら、今、人件費にかかわることをお尋ねしておりましたけれども、その 人件費が、増減することになる要因について、簡単で結構ですので、お答えをいただきた いと思います。

川端委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 まず、人事院勧告、そして、職員の異動等によるもの、等の中には、 先ほどご説明していただきました町独自の2%減額というものが入っており、三つの要素 があるということでございます。

人事院勧告につきましては、まず、通勤手当、それから勤勉手当、また給料表の改定というもので、主に、今回の分につきましては、増額要因にはなっております。

あと、人事院勧告に2%の減額というのは入っていますが、これは、3月議会のときに、 上程させていただきまして、今回の予算の調整につきましては、この増額要因の人事院勧 告に合わせてやらせていただいておるものでございます。

一般的にいいますと、ここの予算だけではないのですけども、町独自の2%減額で、全体では大体2,000万円、人事院勧告の分で増額分が1,400万円程度、その他人事異動によるものが若干出てくるということでございます。

全体では370万円ぐらいの補正予算の減になるということで、一般会計、また国保、 下水、介護、水道という形での全体的に振り分けて、今回はその中での一般会計の福祉分 野につきまして、委員会に付託させていただいているということでございますので、ご理 解をお願いいたします。

川端委員長中原委員、どうぞ。

中原委員内容については、理解をいたしました。

もう一つお尋ねをしたいんですが、委員会資料の3ページで、介護保険特別会計繰出金のところに、事務費765万6,000円が計上されておりますけれども、これは、のち

に出てくる介護保険の特別会計の介護システム改修事業補助金のところと関連してくるものかなというようにみております。そのシステム改修の内容について、簡単に教えていただけますか。

川端委員長答弁お願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 介護保険特別会計の歳出の際でご説明するのと重なってしま うんですが、内容といたしましては、介護保険、平成27年度に改正されますけれども、 利用者負担の見直しに伴うもの、低所得者への保険料軽減強化に伴うもの、有料老人ホーム等への住所地特例適用実施に伴うもの等でございます。

川端委員長中原委員、どうぞ。

中原委員 先ほどご説明いただいた利用者負担の見直しの内容をもう少し詳しく説明いただけま すか。ごめんなさいね、あとで説明しようと思って準備してはったのにね、すみません。

川端委員長 あとでお聞きするわけにはいきませんの。介護保険のところで。ここではまあいう たら、ここに関するというたらええんかな。

中原委員関することと思って、私は聞かせてもらってるんですけどね。

というのは、ここから、一般会計の中から、一般財源として、介護保険の特別会計へ繰り出しをするわけですね。それから、介護保険の特別会計の中では、出資金とも合わせて、 先ほど説明をいただいたシステム改修というのを行うわけですよね。住民さんにとっては、 そのシステム改修の影響が出てくるわけですから、住民さんというか、利用者の方ですね。 ですから、ここの一般会計でも、決して無関係ではないと思っているんです。それで、先 取り的になって申しわけないんですけれど、簡単にご説明をいただければなと思っている んですが、ご配慮いただければとってもうれしいんですけど。

川端委員長 議運の委員長もいらっしゃるのでね、よろしいですか、委員長。

田島委員 付託案件で案件どおり進んでいるわけですね、委員長の言うとおり、後ほど説明ある んだから、後ほどでどうかというのは、同じこと聞くよりもいいんですけれども、ちょう ど所管のほうで、ずっと明記されているとこで、説明を求められたら、説明せざるを得ん と思うのですけど。

川端委員長 委員の皆さんがよろしければ、では、説明お願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 こちらのほうは、まだ正式には決定ではないんですけれど、 今、検討中の段階なんですが、システムのほうが、今現在、改修しないともう間に合わな いということで、先走りしております。 今の現の案の段階なんですが、平成27年8月から、現在、介護保険の利用者負担は1割なんですが、合計所得が160万円以上、年金で大体280万円以上の方を2割にするという案が出ております。これの準備のための経費ということで、算定しております。

川端委員長中原委員、よろしいですか。

中原委員はい。

川端委員長もうよろしいですか。

田島委員、どうぞ。

田島委員 この介護保険の分は、これまだ国のほうの作業をしている段階で、まだ確定はしてないから、今、この地方自治体のほうで、仮の策定金額にしているわけですね。ですから、確定していないから難しいと思うんですね。この説明ではね。あくまで、予測して、そして、2割の部分やということを説明してくれているわけですな。確定していたら、作業しやすいですな。説明も簡単やけれども、まだどうなるか、準則せなあかんので、どうするかというと、担当課しんどいと思うんやけど、どんなもんかな。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 2割となることは確定でございますが、その基準額について、 今、どういった、いろんな所得の方がいらっしゃいます。年金だけの収入の方やら、事業 所等とかある方やら、そういった具合で、ちょっと今そちらのほうを検討なされている状 態です。ただちょっと、システムのほうが、どうしても今やっておかないと間に合わない ということでございまして、作業のほうは進めております。

田島委員はい了解。

川端委員長 よろしいですか。

では、委員の皆さん、質疑を終わってもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

まず、反対討論から。

中原委員、どうぞ。

中原委員 先ほど質疑をさせていただきまして、委員長と委員の皆さんのご配慮に感謝申し上げ たいと思います。

少し先取り的になって、いろいろお聞かせをいただきましたが、私としましては、本予

算に対する賛否にかかわることと思いましたので、質問をさせていただきました。ご協力 ありがとうございます。

まず、賛成できないと考える大きな理由は、介護保険のシステム改修に伴う予算にかか わるものが計上されているということであります。先ほど、簡単にご答弁いただいたとお りでありますが、利用者負担の見直しが行われるということで、一定所得の方については、 来年の8月以降2割負担化が導入されるということが準備をされております。

これはもう、国政上の話ではなりますけれども、その準備を町としてはしていって、実際に利用されている方には、対象となる人は2割負担という重い負担を課すということになっていきますから、これについては、いたし方ないという側面があることは重々承知の上でありますけれども、賛同できないと考える大きな要因であります。

それから、職員給与についても、聞かせていただいておりましたけれども、人事異動に伴うことと、それから、人事院勧告に伴うこと、それから、町独自のカット、この町独自のカットについては、既に考え方としては、確認をされていたところでありますけれども、予算の編成上、今回、反映されているということでありました。

これを総合しますと、全体としてということで、先ほどお答えいただきましたけれども、 結果として、人事院勧告については、久しぶりの7年ぶりでしたか、プラス要因があった わけですけれども、結果としてはマイナスとして結果が出てしまうということでありまし た。

ただ、町独自のカットについては、組合との協議をされ合意をされていたと記憶しておりますので、そのことについて、この場で、また改めて、物言う立場ではありませんけれども、合意に基づくものということでありましたから。

ただ、このことについては、賛同しかねる要素にはなると私は考えています。

といいますのは、プラスマイナスでマイナスの要素があると、職員の方のお給料が減るということ、それから、生活者でありますから、当然、職員の方についても、消費税の8%の増税がのしかかっている、生活面で物価高が襲いかかっているという状況でありますので、そのことを考えたときに、この方向性としては、賛同はしかねる方向性ではあるなというふうに、このことについては、意見だけ、私の考えだけは述べさせていただきたいと思います。

もう1点、意見をつけ加えたいのは、子ども・子育て新制度に基づく新計画策定についての予算も計上されておりまして、これについては、会議の開催をもう一度ふやす必要が

あるということでありまして、この会議、私も傍聴させていただいておりますが、非常に 丁寧な努力方向の一つのあらわれかなと思いますので、子育て支援計画の充実したものを ぜひ策定して、完成させていただきたいと、要望申し上げておきたいと思います。

川端委員長 反対討論ですね。今のはね。

中原委員 そうです。

川端委員長要望って言ってはったから。

中原委員の反対討論は終わりました。続いて、賛成討論ございませんか。 竹原委員から、賛成討論お願いします。

竹原委員 本日、質疑受けていただきまして、質疑にはなかったんですけれども、4ページの子ども・子育で支援と、次世代育成支援行動計画について、私も一般質問でさせてもらった中、次世代育成支援行動計画においては、任意で計画するというところを何とか協議会を発足して、こちらもまとめようとされている姿勢は、とても評価できるものであると思いますし、また、先ほど、説明あったように、みさき健やか親子推進協議会というものにも多大な期待をしておりまして、やはり、少子化対策について、町として取り組んでもらわなければいけないところをきちっと見据えてされているなということを評価いたしまして、賛成討論とさせていただきたいと思います。

川端委員長 竹原委員の賛成討論が終わりました。

続いて、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長ないようですので、続いて、賛成討論。

田島委員、賛成討論お願いします。

田島委員 全般に説明を求めて、答弁を聞いておったんですけれども、何ら今のところ反対をすべき要因が今見出せていないので、特にこの、介護保険特別会計の繰出金の部分については、これはあくまで国の方針決定を待っての作業と思うんです。

ですから、やはり今回は、これ準備段階でやむを得んと、まあそら、予測をしての大変ご苦労のそういう繰出金を使っている。これはもう理解しております。私も、介護保険のこの部分の協議会にも出席して、すったもんだで、国の怠慢がこういう地方は、こういう財政的にどうしたらいいんやという議論はありました。ですから、国がはっきり基準を示さないから、いずれにしてもね。そういう協議会でもいろいろ議論したこと記憶ありますので、これはやむを得ないと思います。池下課長も一生懸命頑張ってやってくれているの

は評価しておきます。

あと、保育所の運営費、この分について、住民さんの声とそして担当課のご苦労とわかりました。結局、学校でいえば校区があると。保育所やったら、いろいろな保育所区もあると、壁があると、そういう地域のね、しかしながら、何事もまんべんよう、埋まるもんではないので、やはり偏ると、偏ったらどうするんかと、やはり、保育士さんの問題、保育室、この問題も限り、限度があるということわかりました。

しかしながら、やはり、保護者は、どうしても自宅近くでお願いしたいという、この声を反映していただきたい、まあ冷たくいえば、それはもう定員いっぱいです言うて、断れば済むことやけども、それは、厚労省の考えであって、やはり、国は国の考え、しかし、知恵を出して、住民サービスするのは、やっぱり自治体の窓口ですので、一つ思いやりがある、そういう希望をかなえてやっていただきたいと。

今日の答弁で、私は努力してくれているということわかりました。しかし、この声がありますよということも理解していただいたんで、私はこれは評価したいなと思います。

それと、職員給与の人勧の部分ね。これはもう、はっきり言って、組合との説明、交渉 もしていただいているという立場から、私はもう今回の部分については、賛成という意見 を述べさせていただきます。

川端委員長 田島委員の賛成討論が終わりました。

ほかに、委員の皆さん、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第66号「平成26年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、議案第66号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第67号「平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明求めます。

松井しあわせ創造部保険年金課長

松井しあわせ創造部保険年金課長 平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の 件につきまして説明いたします。

資料の5ページをごらんください。

今回の補正予算は、人事院勧告及び人事異動等に伴う国民健康保険特別会計で支弁する 人件費の調整、並びに低所得者に係る保険料軽減制度により負担軽減された保険料相当額 を公費で補填する国民健康保険基盤安定事業費の決定に伴う繰入金について、補正するも のでございます。

では、歳入につきましてご説明いたします。

1国民健康保険料、1国民健康保険料、一般被保険者国民健康保険料医療給付費分現年 分としまして353万6,000円の減額補正でございます。

続きまして、10繰入金、1他会計繰入金、保険基盤安定繰入金(軽減分)としまして227万5,000円の増額、保険基盤安定繰入金(支援分)としまして126万1,000円を増額し、続いて、職員給与費等繰入金としまして325万7,000円を減額補正するものです。

次に、歳出でございます。資料の6ページをごらんください。

1総務費、1総務管理費、一般管理費人件費としまして325万7,000円の減額補 正でございます。

内容につきましては、人事院勧告、及び人事異動に伴う人件費の調整で、給料234万4,000円、職員手当等4万2,000円、共済費87万1,000円、それぞれ減額となっております。

続いて、2保険給付費、1療養諸費、一般被保険者療養給付費につきましては、低所得者に係る保険料軽減による保険、基盤安定繰入金(軽減分)及び支援分の合計353万6,000円を充当することに伴い、財源構成をするものでございます。

以上、当委員会負担分といたしまして、歳入歳出それぞれ325万7,000円の減額 補正でございます。

説明は以上です。

川端委員長 ただいまの説明に対して、委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員

中原委員確認させていただきたいと思います。

ここで計上されている職員給与費の減額補正と結果的になっているわけですけれども、 これは、今説明のありましたとおり、人事院勧告と人事異動、この二つのみによるものと いうことでよろしかったですか。町独自のカットは、ここでは無関係であるということで すね。

川端委員長答弁お願いします。

松井しあわせ創造部保険年金課長 委員おっしゃるように、人事院勧告の差額及び人事異動と合わせて、あと2%減額分も含めての合計になります。

川端委員長 中原委員よろしいですか。

中原委員 はい。

川端委員長では、ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

反対討論ございませんか。

(「はい」の声あり)

川端委員長では、続いて、賛成討論。

中原委員、どうぞ。

中原委員 賛成せざるを得ないという立場から、討論に参加したいと思います。

先ほど、職員給与費について、確認をさせていただきましたけれども、人事院勧告と人 事異動に加えて、町独自のカットも影響しているということを確認させていただいたとこ ろであります。

先ほどの一般会計補正予算のところでも申し上げましたが、結果として、差し引きマイナスとして働いてしまうということになりますので、その方向性としては、よろしくないと考える立場でありますけれども、町独自のカットにつきましては、組合との協議や合意に基づくものでありますので、尊重すべきと考える立場から、賛同せざるを得ないと申し上げておきたいと思います。

川端委員長 中原委員の賛成対討論が終わりました。

他の委員の皆さん、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第67号「平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長満場一致であります。

よって、議案第67号は、本委員会において可決されました。

議案第69号「平成26年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」を議題といたします。

本件について担当課から説明を求めます。お願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 平成26年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算 (第2次)につきまして、ご説明をさせていただきます。

委員会資料の7ページをご参照ください。

今回の補正予算につきましては、介護給付費の増加、人事院勧告及び人事異動等に伴う 人件費の調整及び介護保険制度の改正に伴う事務処理システム改修に伴うもので、歳入歳 出それぞれの予算から689万円の増額を行うものでございます。

まず、歳入についてですが、歳出予算で計上しております介護給付費及び人件費につきましては、介護保険制度に基づき、保険料、国、支払基金、大阪府、町の負担割合に応じて、補正するものです。

1保険料、1介護保険料、現年度分特別徴収保険料45万円の減額、現年度分普通徴収保険料5万円の減額補正です。

次に、4国庫支出金、1国庫負担金、介護給付費負担金11万8,000円の増額補正です。

続きまして、2国庫補助金、調整交付金3万円の増額補正です。

次に、地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)117万7,000円の減額補正です。

続きまして、介護保険事業費補助金、介護システム改修事業補助金といたしまして14 7万円の増額補正です。

こちらは、平成27年度に実施されます介護保険制度の改正に伴い、必要となるシステム改修の費用の補助金でございます。補助率は基準額の2分の1です。

次に、5支払基金交付金、介護給付費交付金17万2,000円の増額補正です。

次に、6府支出金、1府負担金、介護給付費負担金7万4,000円の増額補正です。 8ページをお開きください。

続きまして、2府補助金、地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業) 58万8, 000円の減額補正です。

次に、10繰入金、1一般会計繰入金、2介護給付費繰入金といたしまして、7万4, 000円の増額補正です。

続きまして、地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業) 58万8,000円の 減額補正です。

次に、その他一般会計繰入金、職員給与費等繰入金14万9,000円の増額。 続きまして、介護保険事務処理システムの改造に要する費用につきまして、事務費繰入 金765万6,000円を増額補正するものです。

歳出について、ご説明させていただきます。

委員会資料の9ページをご参照ください。

1総務費、1総務管理費、一般管理費人件費につきましては、人事院勧告及び人事異動 分に伴う人件費の調整のため14万9,000円の増額補正でございます。

内訳といたしまして、給料1万円の減額、職員手当27万3,000円の増額、共済費 11万4,000円の減額でございます。

続きまして、介護保険OA経費といたしまして912万6,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、平成27年度の介護保険制度の改正に伴うシステム改修委託料でございます。今回の改修内容の主なものといたしまして、利用者負担見直しに伴うもの、低所得者への保険料軽減強化に伴うもの、有料老人ホーム等への住所地特例の実施に伴うもの等でございます。

次に、2保険給付費、2介護予防サービス等諸費、地域密着型介護予防サービス給付費 59万4,000円の増額補正でございます。

これは、サービスの見込量が当初見込みを上回るための増額補正でございます。

次に、4地域支援事業費、2包括的支援事業・任意事業費、介護予防ケアマネジメント 事業人件費につきましては、人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費の調整のため、14 0万9、000円の減額でございます。

内訳といたしまして、給料93万円の減額、職員手当2万4,000円の減額、共済費

45万5,000円の減額です。

次に、総合相談事業人件費145万円の減額補正です。こちらも、人事院勧告及び人事 異動等に伴う人件費の調整でございます。

内訳といたしまして、給料78万3,000円の減額、職員手当41万8,000円の減額、共済費24万9,000円の減額でございます。

次に、任意事業人件費12万円の減額です。

内訳といたしまして、職員手当12万円の減額です。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出予算とも689万円の増額補正でございます。よろしくご審議お願いいたします。

川端委員長 ただいまの説明に対しまして、委員の皆さん、質疑ございませんか。 中原委員、どうぞ。

中原委員 介護システム改修事業のことなんですけれども、委員会資料の7ページで、歳入として 国庫支出金147万円と計上されております。先ほど、一般会計のときに出てきた一般会 計からの繰出金ということで、8ページの765万6,000円、この二つを使って事務 処理システムの改修を行うということになるのかなと思うんですが、一般会計からどうし てこんなにたくさんお金持っていかないといけないのかなという素朴な疑問がございまして、先ほど説明の中で、基準額の2分の1が補填されるというか、そういう説明があった と思うんですが、2分の1じゃないなとか思って、ちょっとその辺の予算上のことをお聞きしておきたいなと思います。

川端委員長 答弁お願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 国庫補助金につきましては、基準額というのが保険者の規模に よって決められておりまして、岬町の場合、今回の改修は294万円ということで基準額 が示されています。

ただ、実際には、私どものシステムはこの金額ではできないために、国庫補助の2分の 1の補助金以外の部分につきましては、町の繰出金ということで、町の負担となっており ます。

川端委員長中原委員、よろしいですか。

中原委員はい。

竹原委員 9ページの中ほどの地域密着型介護予防サービス給付費において、地域密着型介護予防 というので、どのような取り組みなのか、一つ勉強させていただきたいと思います。 川端委員長 答弁お願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 介護サービスの中で、地域密着型というサービスがございます。 こちらのサービスは、市町村に指導指定権限のあるサービスで、主に認知症にかかわるよ うな事業ということで、岬町におきましては、淡輪にあります認知症のグループホームな ぎさ、あと多奈川の多奈川小学校近くにございますひらりという小規模多機能型の施設、 この2カ所がございます。

川端委員長 竹原委員。

竹原委員 そうしたら、そこのなぎささんとひらりさんで、認知症予防のための介護予防サービス をされている。具体的な中身というのは、特にこちらではつかんでいないということでよ ろしいんですか。

川端委員長答弁お願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 具体的な中身のほうですね、まず、認知症グループホームにつきましては、認知症の方、認知症の要介護1から要介護3の方が主なんですが、共同に生活をして、自立した生活をしていこうというところです。

小規模多機能型居宅介護なんですが、こちらは認知症に特化したものではないんですけれども、定員が25名で、通いが15名なんですけれども、デイサービスのほうと訪問介護、家に行くものと、短期入所、ショートステイ、そういった複合型のサービスなんですが、それをかみ合わすことによって、ひとりの方の生活を助けていこうというサービスでございます。小規模の中で、自立した生活を営んでもらうという、そういったものになっております。

川端委員長 竹原委員。

竹原委員 自分で勉強しますわ。

川端委員長 よろしいですか。では、ほかの委員の皆さん。

出口委員、どうぞ。

出口委員 今の関連ですけれども、実はこれは認知症予防講座というのをことしの9月に確か実施されたように聞いておりますねんけれども、この枠内にも地域密着介護予防サービス給付費の中に入っているんですか。それはまた別ですか。

川端委員長 答弁お願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 認知症講座につきましては、こちらのサービス費とは別に予算 を組んでおりまして、任意事業、地域支援事業の任意事業の中で、認知症の取り組みを取 り組んでおります。

川端委員長 出口委員、どうぞ。

出口委員 特に、最近、岬町は高齢者が34%近くになっております。そういう中で、住民の方から、予防講座を特に開いてほしいという要望が多々出ております。これから先、そういうような計画を年何回ぐらい組まれる予定で考えておられますか。

川端委員長答弁お願いします。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 今年度につきましては、2月ごろに介護講座の中で認知症の講 座をする予定でございます。

現在実施している介護予防教室の中に、運動と合わせて認知症予防とする、そういった 教室を現在やっております。

川端委員長 よろしいですか。

出口委員 はい。

川端委員長では、委員の皆さん、質疑終わってもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長では、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。まず、反対討論から。

中原委員、反対討論ですか。

では、中原委員、よろしくお願いします。

中原委員 介護保険特別会計の補正予算ですが、介護システムの改修にかかわって、内容について も、一定所得の方の利用料を2倍に負担をふやすということが含まれておりますので、そ の準備のためということで、町としては、国政上で決められたことではありますので、い たし方ないというところかと思いますけれども、これについては、実際に影響が利用者の 方に及んでくることですから、賛同できないということを、改めて申し上げるところであ ります。

先ほどの質疑で、お聞きをして、町にとっては、このシステム改修を行うことが町の一般会計からの持ち出しも町のお財布にとっても負担になるということで、利用者の方にも 負担をかける、町の一般会計にも負担をかけるということで、何重にもこんなことはやる べきではないと腹立たしく感じているところであります。

ですので、本会計については、反対させていただきます。

川端委員長中原委員の反対討論が終わりました。

続いて、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長では、討論を終わりたいと思います。

続いて、採決を行います。

議案第69号「平成26年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、議案第69号は、本委員会において可決されました。

議案第75号「岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」を議題といた します。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長では、質疑に移りたいと思います。

質疑ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 本会議で、説明をいただいたところでありますけれども、少し具体的な内容についても、 確認を委員会の中でさせていただきたいと思います。

本条例の改定については、国政上で難病対策の新法が制定されたことに伴うものと考え ておりますけれども、その難病対策の新法のプラス面とマイナス面について、確認をした いと思います。

川端委員長 答弁はどなたが。

松井しあわせ創造部保険年金課長 今回の難病法にかかる内容ですが、具体的には把握はしておりませんが、一つ言えるのは、医療費助成の対象疾病の拡大がいえるのではないかと思います。

しかし、実際に自己負担額がふえると聞いております。

川端委員長中原委員、どうぞ。

中原委員 本会議の場でも、実際に、現時点で岬町で、この難病に指定されている方がおられて、 対象になってかかわってくるという方はおられないと、現時点ではおられないということ でよかったですね。

川端委員長答弁お願いします。

松井しあわせ創造部保険年金課長 平成26年9月末で特定疾患をお持ちの方で、老人医療の対象 になる方は52名おられますけれども、今回の改正によって、対象外になる方は一人もお られません。

川端委員長中原委員、よろしいですか。

中原委員 53違うん。56名中の53名。

松井しあわせ創造部保険年金課長 すみません、今回、特定疾患の疾病の数は56疾病なんです。 56疾病で、うち老人医療の該当として、対象となっている方は52名おられるというこ とです。

川端委員長 部長、もう一度補足で。

古橋しあわせ創造部長 補足をします。53名というか、56疾患あるうちに、今回難病新法で、 国の公費を受けて助成対象となる疾患数が53です。その53のうち、岬町では、その5 3疾患に入られる方ばかりで、今回外れることになる3疾患の方はおられないと、本議会 で説明をさせていただきました。

今現在、53疾患ある方で、岬町に老人医療の適用を受けている方が52名ということになります。

川端委員長 中原委員、よろしいですか、どうぞ。

中原委員 その実際に対象から外れるということはないということで確認は改めてさせていただき ましたが、その方々の負担は、ではどのようになりますでしょうか。

川端委員長答弁、お願いします。

松井しあわせ創造部保険年金課長 老人医療の助成の対象の方については、従来からの自己負担額 は変わりございません。今までどおり、1日500円、1カ月当たり1,000円を限度 としての負担となります。

川端委員長中原委員、よろしいですか。

では、他の委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長ないようですので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

まず、反対討論から。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 反対討論なかったら、賛成討論は。

中原委員、賛成討論ですか、どうぞ。

中原委員 この難病対策の新法そのものについては、全面的に賛成と考えるべきではないと私は考 えているんです。内容面から申し上げてね。

といいますのは、先ほどお答えをいただいた中で、難病対策として、指定をされる疾病が拡大をされるというようなプラス面がありまして、確かに、対象になる人数としては、全国的に見ても広がる、そしてまた、これは段階的にも広げていくという計画がありますので、それ自体は評価するべきでありますし、対象となる方があった場合には、岬町の中でも恩恵が広がるということになるわけですが、この新法としては、もう一つの側面がありまして、自己負担がふえるということを先ほど、答弁の中でお答えあったとおり、全額、もともと公費負担だった重症者に対して、世帯収入に応じて、負担を求められたりとか、敬老者についても、原則対象から除外するというような、利用者にとって、マイナスとして働く内容も、この新法の中に含まれておりますので、この法律、大もとになっている法律そのもとについては、全面的に賛同できるものではないと考えますし、さらに、改善をしていくべきだと思いますが、これは、国政上で行われた改定でありますので、岬町としては、町としてできる努力をしていただきたいと、求めるにとどめたいと思うんです。

それから、実際に、今回のことで、この老人医療の助成の対象者の中では、対象から外れる人はいないと、負担もふえることはないということも確認をさせていただきましたので、岬町としては、さらにこういった苦労をされている方々への恩恵が広がるように国に対して、機会あるごとに努力をするように求めていただきたいと、意見を申し上げて、賛同したいと思います。

川端委員長 中原委員の賛成討論が終わりました。

ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第75号「岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」について、原 案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長満場一致であります。

よって、議案第75号は、本委員会において可決されました。

議案第76号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないですか、ちょっとすみません、私一つだけちょっと参考のために聞きたいので、 副委員長お願いします。

竹内副委員長 川端委員長、どうぞ。

- 川端委員長 すみません、結局、42万円の金額は変わらずに、中身の個人さんに対して、保険料が少し減って、ちょっとだけふえたということで、現実にこの出産する場合、出産する病院とかでいろいろ金額も違うでしょうが、この40万4,000円で出産できるところってあるんですか。ちょっとそれ、参考のためにお聞きしたいと思います。
- 松井しあわせ創造部保険年金課長 具体的にどの分娩機関がどれくらいの費用がかかるのかというのは、把握しておりませんが、直近の実勢価格調査結果によりますと、平均の分娩費用は41万7,000円です。総額の42万円には達していないので、平均でいいますと、42万円の出産育児一時金で分娩費用が賄えると考えております。

竹内副委員長 川端委員長。

- 川端委員長 ということは、この41万7,000円の中には、保険料もはいっているということなんやね。考え方として。
- 松井しあわせ創造部保険年金課長 そうです。その産科医療補償制度の掛け金も含まれての費用です。

竹内副委員長 川端委員長。

川端委員長 ということは、基本的に考えて、この42万円あったら、すごい高級な病院でない

限りは、いろいろあると思うんで、私立の高級ないろんな病院があると思うんですけれど も、とにかく今は、いうたら、出産は、自己負担なくして、出産できると捉えていいとい うことなんですよね。

竹内副委員長 松井課長。

松井しあわせ創造部保険年金課長 そうです。

竹内副委員長 委員長、よろしいでしょうか。

川端委員長はい、ありがとうございます。

竹内副委員長 委員長に返します。

川端委員長 委員の皆さん、ご協力ありがとうございました。

では、質疑を終わりたいと思います。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第76号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長満場一致であります。

よって、議案第76号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案5件については、全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、 委員の皆様方のご協力お願い申し上げます。

これで厚生委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前11時26分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、 ここに署名する。

平成26年12月9日

岬町議会

委員長 川端啓子